

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 26 号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 10 年瀬戸市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（入居者の資格）</u></p> <p><u>第 2 条の 2 条例第 6 条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p><u>— 60 歳以上の者</u></p> <p><u>— 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度であるもの</u></p> <p><u>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</u></p>	

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

— 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

— 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

— 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

— 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

— ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

— 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（入居の申込み等）

第3条 <省略>

2から3まで <省略>

4 市長は、入居の申込みをした者が前条ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

（家賃の減免基準等）

第18条 <省略>

2及び3 <省略>

4 生活保護法に規定する住宅扶助の受給者については、前3項の規定にかかわらず、家賃の額が住宅扶助の額を超える場合にはその差額を減免し、病気による入院加療のため住宅扶助の支給を停止された場合にはその停止期間中、家賃の全額を免除する。

5から7まで <省略>

別表（第18条関係）

（入居の申込み）

第3条 <省略>

2から3まで <省略>

（家賃の減免基準等）

第18条 <省略>

2及び3 <省略>

4 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する住宅扶助の受給者については、前3項の規定にかかわらず、家賃の額が住宅扶助の額を超える場合にはその差額を減免し、病気による入院加療のため住宅扶助の支給を停止された場合にはその停止期間中、家賃の全額を免除する。

5から7まで <省略>

別表（第18条関係）

入居者	要件
<省略>	<省略>
障害者（同居している者に障害者がいる者を含む。）	<省略>
	精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により重度若しくは中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判断された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の2級以上の障害を有するものであること。
	戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害を有するものであること。
	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害を有するものであること。

入居者	要件
<省略>	<省略>
障害者（同居している者に障害者がいる者を含む。）	<省略>
	精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により重度若しくは中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判断された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の2級以上の障害を有するものであること。
	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害を有するものであること。
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5

			号の4級以上の障害を有するものであること。
原子爆弾被爆者（同居している者に原子爆弾被爆者がいる者を含む。）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。 及び <省略>	原子爆弾被爆者（同居している者に原子爆弾被爆者がいる者を含む。）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。 及び <省略>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。